

第 162 回 役員 会議 事 録 (要 録)

平成 24. 6. 26 (火) 14:58 ~ 15:28

場 所 : 法人本部棟 5F3 会議室

出席者 浅原, 坂越, 上, 土屋, 岡本, 茶山, 平野
以上役員 7名

欠席者

オブザーバー 西口, 間田, 川崎, 富永, 平川, 竹内

(議事)

1. 法科大学院認証評価機関の選定及び受審年度について ----- 別紙 1
(学長提案・説明)

専門職大学院を置く大学にあっては、学校教育法の第 109 条第 3 項の規定により、政令で定める期間（5 年以内）ごとに文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けることが義務付けられており、本学の法務研究科が平成 25 年度までに受審しなければならないことから、認証評価機関の選定及び受審年度について提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり、独立行政法人大学評価・学位授与機構を認証評価機関とし、平成 25 年度に受審することを承認した。

2. 職員給与規則の改正について ----- 別紙 2
(平野理事（財務・総務担当）提案・説明)

平成 23 年度人事院勧告及び東日本大震災の復興財源確保に伴う国家公務員の人件費削減を参考とし、また、震災復興のために運営費交付金が削減される見通しとなっていること等を踏まえ、職員に支給する本給等の改定を行うため、広島大学職員給与規則を一部改正することについて提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり本日付けで制定し、平成 24 年 7 月 1 日から施行することを承認した。

3. 平成 24 年度補正予算について ----- 別紙 3
(平野理事（財務・総務担当）提案・説明)

本学における 5 月 1 日からの役員報酬の減額及び 7 月 1 日からの教職員の給与減額支給措置に伴う給与減額相当額を運営費交付金への影響等が判明するまでの間、人件費予算から人件費予備費へ組み替えて管理することについて提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(報告)

1. 「教養教育科目担当の基本方針」の改定について ----- 資料 1
(坂越理事（教育担当）報告)

大学院医歯薬保健学研究科の設置及び元外国人教師 4 人が外国語教育研究センターから大学院文学研究科に所属換えとなったこと等に伴い、「教養教育科目担当の基本方針」を改定した旨の報告があった。

なお、基本方針の修正内容が軽微か否かについては、今後、理事（教育担当）が判断することを了承した。

以上（資料添付略）